



迎春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
本年も何卒よろしくお願ひいたします。

重要情報

1. 給与所得者の特定支出控除

年々利用者が増えています。給与所得者が業務関連費を自己負担により支出した場合、その合計額が、給与所得控除額の1/2を超えるときは、超える金額を給与所得から上乗せ控除することができます。

2. ふるさと納税ワンストップ制度

①寄付金控除以外で確定申告の必要がないこと、②H27.4.1以後の支出であること、③寄付先自治体が5以下であること、④寄付先自治体にワンストップ『特例申請書』を提出することが条件です。

3. 特定公社債も特定口座の対象に

H28.1月以降、公社債の譲渡利子収入が上場株式の譲渡配当収入と同じ課税方法に整理されるため、特定公社債も特定口座の受け入れが可能となり、同一口座内で損益通算できるようになります。ちなみに、公社債はNISA対象外です。

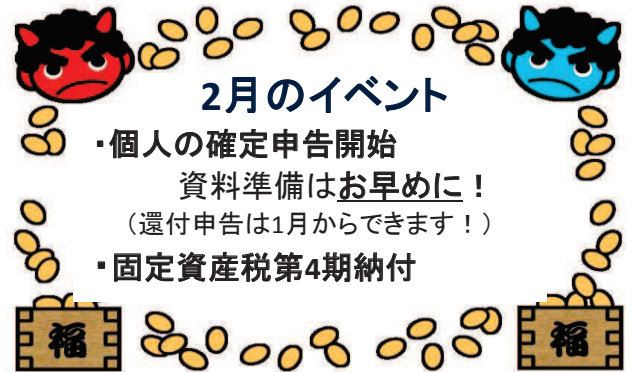
元バックパッカー赤羽の旅噺(バツ)



【ブラジル：サンパウロ】長距離バスの窓際に座る私の隣席と前後の座席には、太った5人家族が乗車しました。つまり完全包围です。隣りは1番太ったおじさん。家族はジュースやお菓子を広げてどんちゃん騒ぎ、腕がぶつかり食ベカスが掛かり、匂いと圧迫感でヘトヘトでした。午前3時ごろ就寝したと思ったら…イビキ。いや、参りました。サンパウロには世界最大規模の日系人街がありまして、移民たちの血の滲む苦勞の果てに「日本人はまじめでよく働く」という印象を植え付けました。一方「ブラジル人はおおうかでフレンドリー」という印象を持っている日本人はきっと多いと思います。双方に良いイメージを、実は持っているんですね。

☆事務所からの連絡☆

確定申告期は、事務処理にお時間を頂戴します。ご理解ご協力のほど、お願ひ申し上げます。



2月のイベント

- ・個人の確定申告開始
資料準備はお早めに！
(還付申告は1月からできます！)
- ・固定資産税第4期納付

税金マメ知識

特定居住用宅地の評価減という特例があります。相続人が住んでいた実家の敷地を330㎡まで8割評価減するもので、土地が相続財産の大部分を占める一般家庭の相続にとっては最重要検討課題と言えます。H27年からは要介護認定の結果老人ホームに入所していても、実家宅地が変わりないとして特例が使えるようになりました。条件としては、①相続開始時に空き家、②入居直前まで同居していた生計一親族が相続直前まで引き続き居住、のいずれかです。ですから、相続人と同居していたが転勤で別居し、その後ホーム入居、容体悪化に伴い実家に戻りその後相続発生の場合は、①②いずれも満たさず適用は受けられません。逆に実家に戻ったのが相続発生後であれば①の要件は満たすことになります。

晩酌のじかん

今年のお正月は、長野県は中山道の宿場町：妻籠と奈良井で過ごしました。例によって青春18きっぷ鈍行列車の旅です。セガレは食べっ放し、親とは言えば呑みっぱなしの鉄道旅。「このイベントはしばらく例年の行事になるね、名付けて『迎春18きっぷ』だ。妻は上機嫌で一人ドヤ顔でした。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red